

## 就農希望者支援実施要領

(目的)

第1条 この要領は、就農希望者等(以下「就農希望者」という。)が就農するために、農地の確保、栽培技術の習得、生産物の販売方法、就農資金などの情報提供や必要な指導・助言等を行い、就農希望者が円滑に就農するための支援を実施する。

(対象)

第2条 就農支援の対象者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公募以外の就農希望者で、農業経営を職業として考えている者で、以下の条件を全て満たしている者。
  - ア 市内在住で、市内の農地に就農予定の者、又は市外在住で、本市内の農地に就農予定の者。
  - イ 農業後継者以外で、次の要件のいずれかを満たしている者。
    - (ア) 千葉県立農業大学校等で、農業に関する基礎知識等の研修を12ヶ月以上受講・修了した者で、就農地が確保・確保予定されている者。
    - (イ) 農家で、農業技術等の研修・実習を12ヶ月以上経験した者で、就農地が確保・確保予定されている者。
- (2) 公募による就農希望者  
新規就農研修生で、「農家研修」修了予定者。
- (3) 市内の農地に就農予定の者で、農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画を作成して認定を受けることを希望する者。

(就農準備会の設置)

第3条 就農希望者が、円滑に就農するための組織として、「就農準備会」を設置する。

2 就農準備会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 千葉県千葉農業事務所
- (2) 千葉みらい農業協同組合
- (3) 千葉市農業委員会事務局
- (4) 千葉市経済農政局農政部農政課
- (5) 千葉市経済農政局農業生産振興課
- (6) 千葉市経済農政局農業経営支援課

3 就農準備会の事務局は、農業経営支援課とする。

(就農準備会の開催)

第4条 就農準備会の開催は、農政センター所長が決定する。

(就農準備会の業務内容)

第5条 就農準備会は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 就農計画書の作成・指導。
- (2) 農地情報(農地銀行等)の提供。

- (3) 農地利用権設定に向けての計画書等の作成指導等。
- (4) 作物の栽培等に関する指導・助言。
- (5) 生産物の販売方法等の助言。
- (6) 青年等就農計画に関する指導・助言。

(青年等就農計画の認定に対する審査)

第6条 青年等就農計画の認定に対する審査に当たっては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）の別紙4の2の認定基準に基づき、審査するものとする。

(就農後の支援)

第7条 就農希望者が、就農後円滑に農業経営が営めるよう、農政センター所長は、就農支援チームを設置することができる。

- (1) 就農支援チームの構成は、農業経営支援課及び農業生産振興課の職員とする。
- (2) 就農支援チームは、3～4名で構成する。

2 就農支援チームは、次の業務を行うものとする。

- (1) 就農者の耕作状況等の適宜把握する。
- (2) 作物の栽培指導や生産物の販売指導等を行うものとする。
- (3) 就農支援チームの活動は、就農後、概ね1年程度とする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、就農希望者支援に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。